

挙式披露宴利用規約

この利用規約は、株式会社メイション（以下、「乙」）が提供する「スマ婚」挙式披露宴提供サービスの利用に関して遵守すべき事項を定めたものであり、サービスの利用者（以下、「甲」）と乙との間で別途締結された挙式披露宴契約（以下、「本件契約」という）の内容を補完するものです。

第1条【スマ婚】

スマ婚とは、挙式披露宴の開催にかかる費用を、挙式披露宴開催後の後払いとすることにより、ご列席者から頂くご祝儀等を充当することを可能にし、甲の実際の負担をできる限り軽減することを目的とするサービス方式のことをいいます。

第2条【契約の成立】

本件契約書に署名を頂くことにより、本件契約が成立します。本件契約が成立した日を契約締結日とします。

第3条【提供サービス】

- 乙が甲に対して提供するサービスは次のとおりです。なお、下記サービスには、オプション設定（別料金）されているものもあります。
 - ① 挙式披露宴の企画、設営、運営及びそれに附随するサービスの提供
 - ② 挙式披露宴会場及びサービスを提供する事業者の紹介、手配
 - ③ 挙式披露宴関連商品の手配
 - ④ 上記に関わる決済業務
- 乙は、甲に事前に所在・名称等を明らかにして上記提供サービスの一部を挙式披露宴会場、司会者その他のサービスを提供する事業者（これらを併せて以下、「サービス事業者」という）に委託することができます。

第4条【料金】

- 甲は乙に対し、本件契約書で定めたとおり、料金を支払頂きます。
- 料金は原則として次に記載する料金の合計額となります。
 - ① 会場ごとに設定された参加者1人の費用に挙式披露宴に参加予定の人数（以下、「予約人数」という）を乗じた額。但し、予約人数が会場ごとに乙が定めた最低基準人数を下回る場合はその最低基準人数がその予約人数となります。
 - ② 甲が希望したオプションサービスの料金
 - ③ 上記以外のサービス料（パック料金として¥84,000（うち消費税等¥6,222サービス料込）

第5条【予約人数の確定】

- 甲は最終の打ち合わせにて、確定した予約人数を乙に通知します。なお、最終の打ち合わせは挙式披露宴開催日の21日前までに行います。乙は通知を受けた後、会場に対して最終の開催確定通知（以下、「確定通知」という）を行います。
- 甲より前項の通知がない場合は、スマ婚お客様情報（以下、「お客様情報」という）に記載された出席者数を予約人数とみなします。
- 確定通知後の予約人数の変更はできません。また、挙式披露宴に欠席者が出た場合でも、引き出物、料理等既に発注、その他手配が完了しているものに関しては、確定した人数分の費用を甲に支払頂きます。
- 挙式披露宴の出席者が確定した予約人数より増えた場合は、増えた人数分の費用を甲に別途支払頂きます。

第6条【器物等の破損】

甲及び甲の関係者が会場にある施設、什器備品等を紛失・破損・損傷した場合には、乙の指示に従い、甲にその修理もしくは損害の賠償を負担して頂きます。

第7条【挙式披露宴の中止】

- 1 乙は、挙式披露宴において不法行為に該当するような加害行為やその他挙式披露宴の開催、進行に支障をきたす危険・迷惑行為（以下、加害行為等）が甲及び甲の関係者について認められた場合は、やむを得ずその行為者に対して警告または退去を要請することがあります。更にその要請にも関わらずその加害行為等が収まらず挙式披露宴の進行が困難であると乙が判断したときは、その旨甲に通知して挙式披露宴の進行を中止することができるものとします。
- 2 前項の事態より生じた損害の補償及び賠償については、被害当事者と加害当事者の間において直接協議して解決するものとし、乙は被害当事者及び加害当事者に対しても一切の責任を負いません。

第8条【完全履行とみなす場合】

次の各号の一に該当する場合には、乙の義務は完全に履行されたものとみなし、甲は料金全額の支払義務を負い、減額請求等を行うことはできません。

- ① 乙の責に帰すべき事由なく甲または甲の関係者が会場に会場に到着せず、挙式披露宴の開催ができずに終了時間を経過したとき
- ② 乙の責に帰すべき事由なく挙式披露宴の開始時間が遅延し、「進行表」に定められたサービス及び提供される飲食物の一部または全部が変更あるいは省略されたとき
- ③ 前条第1項に定める加害行為等や甲が正当な理由なくサービスを拒否したことにより挙式披露宴の開催、進行が不能となったとき

第9条【不可抗力】

1 甲及び乙は、以下に定める不可抗力その他甲乙の責に帰すべからざる事由により、挙式披露宴の安全かつ円滑な実施が不能となったときは、その責を負わないものとします。

- ① 自然災害
- ② 伝染病
- ③ 戦争及び内乱
- ④ 革命及び国家の分裂
- ⑤ 暴動
- ⑥ 火災及び爆発
- ⑦ 洪水
- ⑧ ストライキ及び労働争議
- ⑨ 官公署による命令
- ⑩ サービス事業者の事業縮小・廃止に伴う会場の閉鎖
- ⑪ その他前各号に準ずる非常事態

2 前項の事態が発生したときは、その被害に遭った当事者は、相手方に直ちにその発生の旨を通知し、甲乙協議の上、挙式披露宴実施の可否を速やかに決定するものとします。

第10条【中途解約】

- 1 甲の解約の意思について乙が確認ができたときに解約が成立します。
- 2 乙は本件契約書に基づき、解約に要するキャンセル料の額を甲に通知します。甲は、その通知を受けた日から7日以内に、乙に対し連帯してその通知したキャンセル料を支払うものとします。但し、支払方法は乙が本件契約で指定した口座に振り込む方法により行うものとし、支払に要する手数料は甲の負担とします。
- 3 甲がキャンセル料の支払をするまでは、乙の同意があった場合に限り解約の撤回をすることができます。但し、前項の支払期限を経過した場合はこの限りではありません。

- 4 キャンセル料が前項の支払期日までに支払を頂けない場合は、支払期日翌日より支払済みまで、最終請求額に遅延損害金（年利14.6%として算出）を加算して請求致します。

第11条【オプションサービスの中途解約】

- 1 甲は、利用申込みをしたオプションサービスを甲の都合で解約するときは、あらかじめ説明を受けた各サービス事業者が定めるキャンセル料を支払うものとします。
- 2 乙は、その解約に必要なキャンセル料の額を甲に通知します。甲は、通知を受けた日から7日以内にキャンセル料を本件契約で指定した口座に振り込む方法により支払うものとします。但し、支払に要する手数料は甲の負担とします。
- 3 オプションサービスの解約の撤回はできません。キャンセルされたオプションサービスを再度利用する場合には新たな申込みが必要となります。
- 4 キャンセル料が第2項の支払期日までに支払を頂けない場合は、支払期日翌日より支払済みまで、最終請求額に遅延損害金（年利14.6%として算出）を加算して請求致します。

第12条【契約の解除】

- 1 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙に対して催告することなく本件契約及び乙と契約した、その他挙式披露宴に関わるすべての契約を解除することができるものとします。
 - ① 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または整理、会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自らこれらの申し立てをしたとき
 - ② 営業の廃止または解散の決議をしたとき
 - ③ 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ④ 正当な理由なく、乙が契約書、利用規約及び進行表等に定められた債務を履行しないとき
- 2 乙は、甲が次の各号の一に該当する場合は、甲に対して催告することなく本契約及びその他挙式披露宴に関わる契約を解除することができるものとします。
 - ① 契約書及びお客様情報の記載事項につき虚偽の記載等が認められる場合
 - ② 事業者等による、乙の業務を調査することを目的とした契約であると認められる場合
 - ③ 不法及び危険であると一般に認識されている団体が主催あるいは関与することが明らかとなり、乙のスタッフ及び関係事業者の安全が保証できないと乙が判断した場合
 - ④ 挙式披露宴において違法行為や危険行為（未成年者による飲酒、騒乱、過度なパフォーマンス等）を行う計画をしていることが明らかとなった場合
 - ⑤ 正当な理由なく、甲が契約書及び利用規約に違反した場合
 - ⑥ 乙と契約を締結する以前に、甲が乙以外の事業者と挙式披露宴に関する契約を締結（予約を含む）していたことがあるにも関わらず、甲がその申告をせず、後日その事実が判明した場合
 - ⑦ その他、乙が本契約の継続及び挙式披露宴開催が適当でないとした場合
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合は、オプションサービスを含め乙と契約したその他挙式披露宴に関わるすべての契約も同時に解除されるものとします。
- 4 乙が前2項の規定に基づき契約を解除したときは、本件契約第4条に定めるキャンセル料に相当する額の違約金を甲に請求できるものとします。

第13条【写真及び映像データの利用】

乙が、甲の挙式披露宴模様の写真及び映像の記録を乙のホームページ、パンフレット等の広告に利用したい場合は、甲に対してその利用の態様を示して甲の承諾を得るものとします。

第14条【挙式披露宴当日の延長料金】

挙式披露宴当日はいかなる場合もプログラム内容の変更、追加や終了時間の超過をすることはできません。

万が一時間が超過した場合は、甲は時間超過により乙、会場、他の新郎新婦等に生じた損害を負担いただくものとします。

第15条【損害賠償】

乙は、乙もしくはサービス事業者がその責に帰すべき事由により債務の履行ができなかったことによる甲の損害について、不履行となったサービス料金相当額を損害賠償の上限として甲乙協議の上決定した額を甲に対して支払います。但し、乙もしくはサービス事業者の故意又は重過失により債務の履行ができなかった場合は、この限りではありません。

第16条【秘密保持】

甲は、本契約により知り得た乙の秘密のうち乙が秘密である旨明示したものについて、営利・非営利、個人利用・法人利用、有償・無償等の別を問わず、利用すること、及び第三者へ提供することはできません。但し、本契約締結以前に既知となっていた事項については、この限りではありません。

第17条【個人情報の取扱い】

- 1 乙は、甲より提供を受けた個人情報を無断で第三者に漏洩することの無いよう厳重に管理します。
- 2 乙は、サービスの提供に必要な範囲の利用に限り、個人情報をサービス事業者に提供することがあります。

第18条【権利放棄】

- 1 乙が、相手方の特定の契約違反を許容し、その違反により発生する損害賠償請求権等の放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではありません。
- 2 特定の条項の権利放棄を契約期限まで認める場合は、権利を持つ契約当事者が書面にて放棄する旨を承諾しなければならないものとします。

第19条【準拠法】

本件契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されます。

第20条【合意管轄】

本件契約に関して訴訟を提起する必要がある場合は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所にするものとします。

第21条【その他】

本件契約及び本規約に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲及び乙は信義に従い、誠実に協議解決するものとします。

制定 平成23年7月9日

改訂 平成24年2月17日

改訂 平成24年9月13日

改訂 平成25年8月5日

改訂 平成25年12月22日

改訂 平成26年4月24日

改訂 平成26年7月31日

改訂 平成29年8月31日

改定 平成29年9月27日